

# (「創業・再挑戦計画書」)

## 開業資金・地域支援ネットワーク型をご利用されるお客様へ

大阪信用保証協会

本保証は、大阪府内における適正かつ健全な事業を営もうとする創業者に対して必要な事業資金を供給し、その事業の発展に資するものです。

### 1. 利用資格および保証内容

	開業資金	地域支援ネットワーク型
利用資格	<p>①事業を営んでいない個人であって、1カ月以内に個人で事業を開始しようとする方。(注1)</p> <p>②事業を営んでいない個人であって、2カ月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方。</p> <p>③事業を営んでいない個人であって事業を開始して5年未満の方。</p> <p>④事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して5年未満の会社。</p> <p>⑤中小企業の会社が自らの事業を継続しつつ、2カ月以内に新たに中小企業の会社を設立して事業を開始しようとする会社。[分社化予定のある会社(以下「親会社」という。)]</p> <p>⑥会社が自らの事業を継続しつつ、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して5年未満の会社。[分社化された後5年未満の会社(以下「子会社」という。)]</p> <p>⑦事業を営んでいない個人が、法人成り(個人で事業を開始したのち、新たに会社を設立して事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させたものをいう、以下同じ)した会社であって、個人で事業を開始してから5年未満の会社。</p>	<p>主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域内にあり、地域支援ネットワーク型の取扱金融機関支店での利用を希望する方。また、融資後3年間、金融機関、商工会・商工会議所および大阪産業局のフォローアップを受けるなどの支援対象となり、次のいずれかに該当する方。</p> <p>①事業を営んでいない個人であって、1カ月以内(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する者については、6カ月以内)に個人で事業を開始しようとする方。</p> <p>②事業を営んでいない個人であって、2カ月以内(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する者については、6カ月以内)に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方。</p> <p>③事業を営んでいない個人であって、事業を開始して1年未満の方。</p> <p>④事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年未満の会社。</p> <p>⑤事業を営んでいない個人が、事業を開始して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の方、又は開業後1年以内(開業時を含む)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の方。</p> <p>⑥事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の方、又は会社設立後1年以内(会社設立時を含む)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の方。</p> <p>⑦事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始したのち、法人成りした会社であって、個人で事業を開始して1年未満の会社。</p> <p>⑧事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始したのち法人成りした会社で、事業を開始して1年以上5年未満であって、法人成り以前も含めて、申込時点で地域支援ネットワーク型を利用中の会社、又は開業後1年以内(個人で開業時を含む)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社。</p>
限度額	3,500万円	3,500万円
	合計3,500万円以内(注2)	
自己資金要件	これから事業を開始される方(原則として事業開始後2カ月未満の方を含む。)は事業開始に要する資金の1/10以上の自己資金額が必要。	
連帯保証人	原則、会社代表者以外不要	
保証期間	10年以内(運転資金・設備資金)	
返済方法	毎月元金均等分割返済(据置期間12カ月以内)	
信用保証料	年1.0%	年0.5%
融資利率	大阪府所定(固定)	
事業開始報告書	事業開始前および事業開始後2カ月未満の方のみ融資実行後3カ月以内に提出	

(注1)「事業を開始」とは、事業に必要な許認可等を受け事業を開始することです。

(注2)開業資金及び地域支援ネットワーク型の限度額は合算されます。また、開業資金、地域支援ネットワーク型及び小規模企業サポート資金の合計限度額は3,500万円です。他の保証制度をご利用の場合、利用可能な金額については信用保証協会にご確認ください。

## 2. 次の事由に該当する方は、保証のお取扱いができません。

- (1) 創業者適格性等
  - ① 創業・再挑戦計画書等の信用保証協会に対する提出書類等に虚偽の内容を含む場合
  - ② 開始しようとする事業が信用保証協会の対象業種でない場合もしくは信用保証協会が支援するにふさわしくない業態の場合
- (2) 事業継続性
  - ① 開始しようとする事業を行う上で必要な許認可、資格等を取得しておらず、将来取得する見込みもない場合
  - ② 開始しようとする事業に関する人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業継続に必要な経営資源を有しない場合

## 3. 「創業・再挑戦計画書」について

### 1) 作成にあたり、次の点にご留意ください。

- (1) 「創業・再挑戦計画書」については、その計画内容を正確に判断させていただくため、ありのままの状況を具体的に申込人ご本人でご記入ください。
- (2) 事業開始準備の着手状況を客観的に確認できる書類を添付してください。  
特に、次の書類については、原則として保証決定までに提出をお願いします。
  - ① 個人の税務署への開業届の写し（税務署の受付印のあるもの）
  - ② 許認可書の写し（事業経営上の許認可を要する事業の場合）

### 2) 「創業・再挑戦計画書」における「3.必要な資金及び調達の方法」の記入について

（これから分社化しようとする親会社が申込される場合は、本欄の記入は不要です。）

自己資金とは、事業を開始しようとする方が当該事業に充てるために用意したもののうち、返済義務のない資金を指します。各保証の自己資金要件については、前記「1. 利用資格および保証内容」の「自己資金要件」を参照してください。

ご記入いただいたものについて客観的に確認できる次の書類等を「創業・再挑戦計画書」にご添付ください。（自己資金額は信用保証協会にて再査定します。）

#### 【自己資金等】

- ・普通預金にあっては、預金通帳（照合表）等預金残高推移がわかるもの
- ・定期預金等にあっては、預入日、満期日が表示された証書および預金残高推移がわかるもの
- ・有価証券にあっては、取引通知書、計算書、投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの
- ・既に購入した事業用設備にあっては、納品書、請求書、領収書等代金を支払って購入したことが確認できるもの
- ・入店保証金、敷金等にあっては、賃貸借契約書、預り証等の差入金額の確認できるもの
- ・資本金または出資金にあっては、申込人の出資金額が確認できるもの
- ・その他客観的に評価が可能な資産

#### 【借入金等】

- ・当初借入金額、借入の始期および終期、借入金残高ならびに毎月の返済金額（元金、利息）がわかるもの

（注1）自己資金は、事業開始前から資産形成されていたことが、客観的書類等により確認できるものに限りません。ただし、開業資金をご利用いただく場合は、これから事業を開始される方は保証申込日の原則6カ月以前、すでに事業を開始されている方は事業を開始した日の原則6カ月以前から資産形成されていたことが、客観的書類等により確認できるものに限りません。（客観的証明書等を添付できないものは、自己資金から除いてください。）事業用設備・入店保証金等の代金支払済み、資本金等払込済みの場合なども、同様に支払資金等の形成過程が確認できる客観的書類等が必要です。

（注2）事業用資産（事業に充てるための資金等）のみを対象とし、非事業用資産は自己資金に含めません。従って、運用中の株式などのうち、創業時の事業資金に充てる予定のないものは対象としません。（有価証券は客観的に評価可能なもので、原則として時価の80%までを対象とします。）

#### 4. 保証付融資実行後の報告書提出について

- (1) 金融機関経由方式でお申込の場合、これから事業を開始される方および事業を開始後2カ月未満の方は、保証付融資を受けられてから3カ月以内に、融資金融機関を通じて信用保証協会所定の「事業開始報告書（金融機関経由方式用）」を提出してください。
- (2) あっせん方式でお申込の場合、これから事業を開始される方および事業を開始後2カ月未満の方は、保証付融資を受けられてから3カ月以内に、信用保証協会に協会所定の「事業開始報告書（あっせん方式用）」を提出してください。

#### 5. その他のお願い

- (1) 会社設立準備中の創業者の方へ  
会社設立登記完了後に、会社として保証付融資を受けられることをお勧めします。（個人で保証申込された方で保証決定までに会社設立された場合には、会社の申込に切り替えてください。）  
会社設立までに資金が必要な場合には、代表者個人のままで融資を受けることも可能ですが、融資実行後、設立された会社が当該個人の保証付融資を免責的に債務引受を行うとともに、代表者個人が連帯保証人になっていただく条件変更申込の手続きが必要となります。
- (2) 保証付融資実行後、協会または金融機関より随時、事業開始状況等の事後調査を行う場合があります。

6. 本保証は申込人ご本人の創業意欲、経営資質等を判断させていただくため、信用保証協会の保証審査（現地訪問、面談等）においては、申込人以外の第三者の立会いはご遠慮ください。  
また、保証審査の内容、進捗等についての第三者からのご照会もご遠慮ください。

保証申込にあたっては、信用保証料以外に用紙代、あっせん料、謝礼金等一切不要です。保証が受けやすくなるという会費等を要求する保証申込代行業者などにご注意ください。なお、提出された申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。



### 3. 必要な資金及び調達の方法

必要な資金		金額(千円未満切捨)	調達の方法		金額(千円未満切捨)
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など (内訳)		自己資金	普通預金	千円
				定期性預金	千円
				有価証券等	千円
				入居保証金等	千円
				設備充当等	千円
				その他	千円
				小計 (A)	千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など (内訳)	千円	借入金等	親戚・知人等からの借入 (内訳)	
					千円
					千円
					千円
				金融機関からの借入 (内訳)	
					千円
	千円				
合計		千円	合計 (C) = (A) + (B)		千円

※事業開始前または事業開始後2か月未満の場合は、創業に必要となる資金を全て記載してください。

※左右の合計は、必ず一致させてください。

### 4. 収支計画 (今後1年間分)

支 出		収 入	
仕入高	千円	売上高	
外注工費		工賃収入	
人件費		雑収入	
その他費用			
利 益			
計		計	

